



移動交番だより 11月号

千葉南警察署
移動交番
043(291)0110

犯罪被害者支援に関するご案内

～犯罪被害者週間 11月25日(水)～12月1日(火)～

犯罪被害などに遭われた方やそのご家族が、犯罪により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮が必要です。政府が策定した「犯罪被害者等基本計画」により、毎年、11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間とされ、広報・啓発事業が行われています。ご理解とご協力をお願いします。

〈カウンセリング〉

犯罪の被害者やご家族の受けた心の傷に対し、その精神的被害を軽減するため、「千葉県警察犯罪被害カウンセラー・チーム(通称アクト)」が活動しています。ひとりで悩まず、事件を担当した警察官に「アクトの人をお願いします」と声を掛けてください。

〈犯罪被害給付制度〉

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族または身体に障害等を負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

〈犯罪被害者相談の窓口〉

各種犯罪や交通事故でお困りの方のために相談窓口を開設しています。

相談サポートコーナー (プッシュ・携帯「#9110」) 043-227-9110
女性被害110番 043-223-0110
少年センター(ヤングテレホン) 0120-783497
女性相談所 (電車内における痴漢等) 0120-048224



狩猟に伴う事件・事故を防止



11月15日(日)から県内での狩猟が解禁となります。県内の狩猟期間は、11月15日から翌年2月15日(月)までの3か月間です。狩猟者の皆さんは、「許可を受けて猟銃を所持している」という社会的責任を忘れることなく、狩猟に関する法令やマナーを遵守して、事件・事故の防止に努めましょう。



～児童虐待防止対策推進月間～ 「児童虐待かも?」と思ったら...



- 子ども・家庭110番 ☎043-252-1152
- ※ 24時間対応で、千葉県中央児童相談所につながります。 なやみ よくなる
- 千葉県警察少年センター ヤング・テレホン ☎0120-783-497
- 緊急の場合には、110番を! (平日9:00～17:00)

移動交番開設予定表(平成27年11月)

開設場所	開設時間	
	午前 10:00～12:00	午後 13:30～15:00 ◇14:00～15:30
古市場第2団地		◇2日◇13日◇18日◇26日
椎名公民館	6日 19日	10日 25日
越智公民館	5日 9日 24日	24日 20日
土気市民センター	2日 12日 16日 27日	
あずみが丘プランニューモール	17日 21日 26日	11日 30日

※諸般の事情により開設出来ない場合もあります。